

12月 NEWS

1. 税制情報

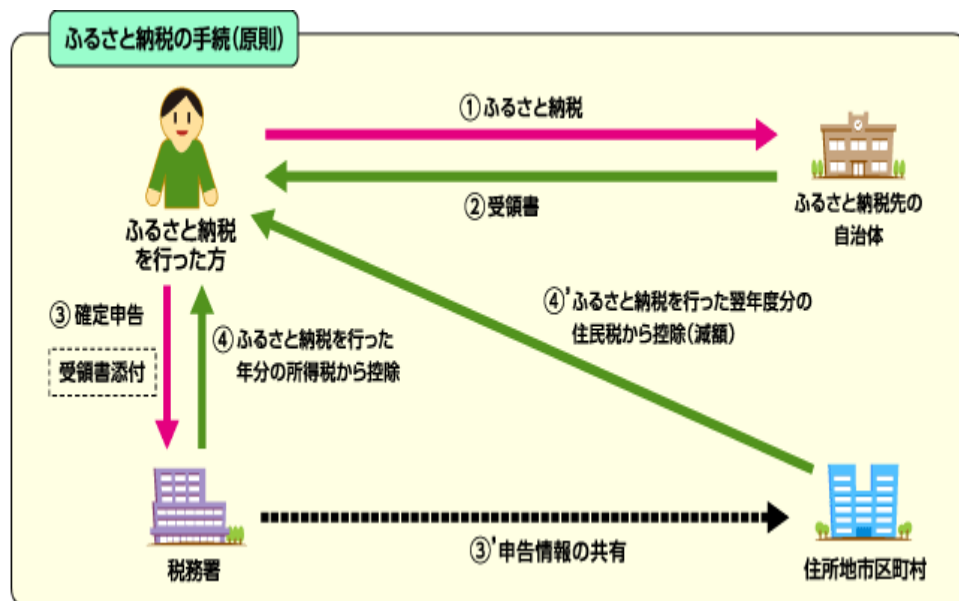
早いもので、今年も残すところ1ヶ月となりました。12月は年末調整の時期ですが、今年マイナンバーの施行もあり、さらに慌ただしい年末になりそうです。

さて、平成27年度税制改正により、確定申告が必要であったふるさと納税について、一定の条件を満たす場合は、確定申告不要となりましたので、今月は「ふるさと納税」について、お話したいと思います。

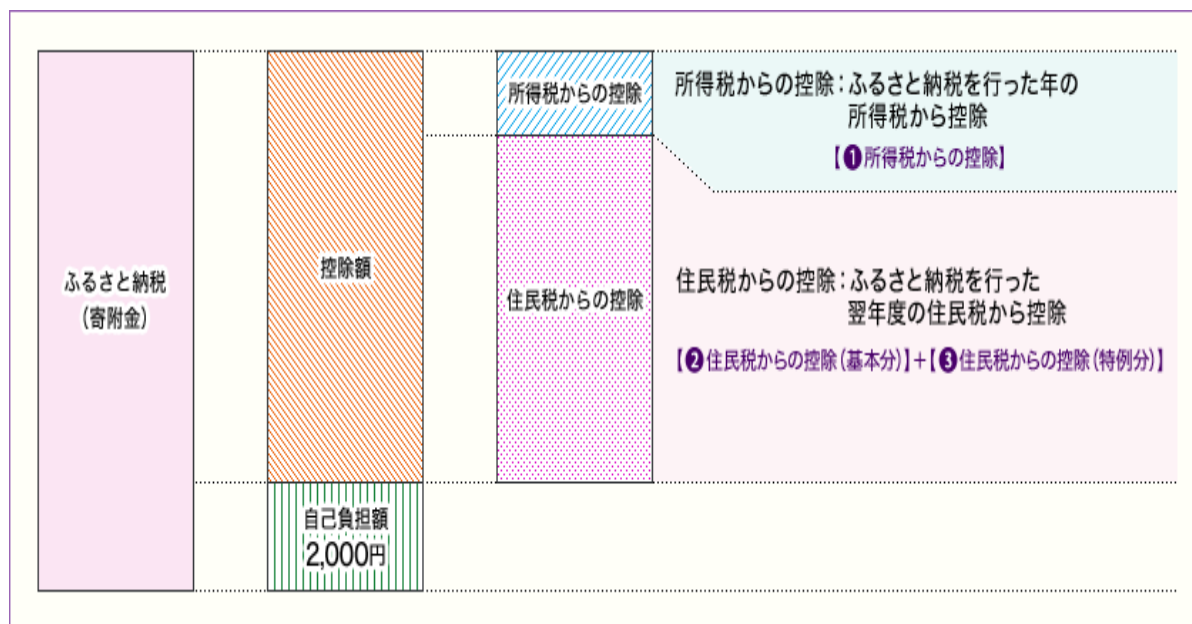
1. ふるさと納税の仕組み

寄附金控除を受けるためには、原則として、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行う必要があります。確定申告を行う際には、寄附をした自治体が発行する寄附の証明書・受領書や、専用振込用紙の払込控（受領書）が必要となります。確定申告を行うと、後述の「控除額の計算」に沿って所得税と住民税の控除額がそれぞれ決まり、所得税分はその年の所得税から控除（還付）され、住民税分は翌年度の住民税から控除（住民税の減額）されます。

平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税においては、確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。



2. 控除額の計算



- ① 所得税からの控除 = (ふるさと納税額 - 2,000 円) × 「所得税の税率」

なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限です。

※平成 49 年中の寄附までは、所得税の税率は復興特別所得税の税率を加えた率となります。

※所得税の税率は、課税所得の増加に応じて高くなるように設定されており、その納税者に適用される税率を用います。

住民税からの控除には「基本分」と「特例分」があり、それぞれ以下のように決まります。

- ② 住民税からの控除（基本分）＝（ふるさと納税額－2,000 円）×10%

なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限です。

- ③住民税からの控除（特例分）＝（ふるさと納税額－2,000 円）×（100%－10%（基本分）－所得税の税率）

※この特例分が住民税所得割額の 2 割を超えない場合

- ③'住民税からの控除（特例分）＝（住民税所得割額）×20%

※特例分が住民税所得割額の 2 割を超える場合

この場合、①、②及び③の 3 つの控除を合計しても（ふるさと納税額－2,000 円）の全額が控除されず、実質負担額は 2,000 円を超えます。

総務省の HP に、給与収入と家族構成、寄附金額を入力して、寄附金控除額を計算（シミュレーション）するエクセルのシートがありますので、そちらもご利用ください

3. ワンストップ特例申請書

ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けるためには、「申告特例申請書」をふるさと納税の寄附先に提出しなければいけません。

福岡県のふるさと寄附金のサイトによりますと、寄附をした後、福岡県から送られてくる「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載し、押印の上、平成28年1月10日までに福岡県へ郵送することにより手続きが完了します。

ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。（寄附を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/onestop-tokurei.html#onestop>

ふるさと納税ワンストップ特例制度を使える対象者は以下の条件を満たす方です。

- ①平成27年4月1日以降に行うふるさと寄附金が対象です。平成27年1月1日から3月31日までに寄附を行っている方は、平成27年中の寄附について控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- ② その年にふるさと寄附金をされる自治体の数が5団体以下である方が対象となります。5団体を超えて6団体以上に寄附をすると確定申告が必要となります。
- ③ふるさと寄附金の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方です。確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

まとめ

今年平成27年以降に行うふるさと納税では、住民税からの控除額が1割から2割へ2倍になっています。予測年収により、実質的な負担が2,000円となる寄付額の上限をシュミレーションし、12月中旬を目標に寄付金の支払いを行うことをお勧めします。

昨今はメディアでも取り上げられており、ポータルサイトも充実しています。寄付金の支払いもクレジットカード決済可能なものもありますので、2,000円以上の価値を感じられる特典で楽しく納税されてはいかがでしょうか？

2. 12月の主な税務

12月の申告や提出の主なものは以下の通りになりますのでご確認下さい。

[12月10日]

- ・ 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

[1月4日]

- ・ 10月決算法人の確定申告
- ・ 1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3ヵ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
- ・ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
- ・ 4月決算法人の中間申告
- ・ 消費税の年税額が400万円超の1月・4月・7月決算法人・個人事業者の3ヵ月ごとの中間申告
- ・ 消費税の年税額が4800万円超の法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（9・10月決算法人を除き、8月決算法人については2ヶ月分）

3. スタッフの一言

11月になっても暖かい日々が続き、今年は暖冬だと思っていましたが、近頃急激に冷え込んできました。それでも日中は暖かい日もあり、1日や1週間の気温差が激しくなっています。その影響か、風邪など体調を崩している人々が周りに増えてきました。予防接種やマスク・うがい・手洗いなど体調管理に気を付けて、忙しい年末を乗り越えましょう！！

（担当：山口）